

指摘事項に係る措置状況報告書

建設部 河川港湾課

監査実施日 平成29年10月31日

指摘事項	措置状況
(1) 書類関係	
ア 設計	
(ア) 設計書における波返工のコンクリートの品質のうち水セメント比の規程に関して、比率を設定した理由を整理されたい。	現場は入江から奥に入り込んだ内陸部の両側堤防に囲まれた場所です。波返し部分は満潮時においても海水が到達することはない、外海や市の南部に位置する漁港と比べて潮風による影響も少ないと判断し、経費率や歩掛は、主に港湾工事のものを使用しています。よって、水セメント比についても同様に港湾工事の水セメント比で設定してあります。
(イ) 設計図の施工範囲に関して、赤書きのみの場合や、それに文字が付加されている場合が見受けられた。設計図における施工範囲の明示方法を統一し、明記されたい。	施工範囲の明示方法について検討していきます。
(2) 工事現場審査	
ア 労働安全衛生規則第18条に規程されている作業主任者に行わせる職務について掲示がされていなかった。受注者、発注者双方に配慮し、適切に実施されたい。	業者へ現場の見やすい場所へ掲示するように指導しました。また事情により一時的に撤去した場合も早急に再掲示するように指導し、現場での掲示を確認しました。(12/1措置確認)
イ 労働安全衛生規則第637条に規程されている毎作業日の現場巡視の結果について、巡視者名が所定の用紙に記述されていなかった。特定元方事業者の職務として、現場巡視の結果の記録を残すように指導されたい。	業者へ作業日ごとに巡視者名を記述するように指導しました。また、監査時に記述がなかった書類についても記述完了を確認しました。(12/1措置確認)

- (注) 1 「指摘事項」の欄は、「工事監査等の結果」の「5 監査結果」に記載された指摘事項等の記述を転記してください。
- 2 「措置状況」の欄は、措置の内容を記載するとともに、措置年月日が特定できるものについては、その日付を記載してください。
また、措置の内容については「適正な事務処理をします。」等の抽象的な表現は避け、具体的に措置の内容を記載してください。
- 3 A4縦長で作成してください。